

5 . 中間評価結果の総括

5 - 1 評価結果と問題点

プロジェクト期間の前半を終えた現在の進捗状況の評価の詳細は、前記の各項目別に記されているが、全体を総括的に評価すると、農薬分析技術、作物残留試験(S P R T)などの具体的な技術移転の分野は、問題点はあっても、計画に沿って実施され、進行管理もなされていると評価できるが、残留実態調査、M R L 設定への情報提供などの行政手法に深く関連する分野では、情報収集の段階にとどまって足踏み状態にあると評価せざるを得ない。

問題点を簡単に要約すると以下のとおりである。

(1) 農薬分析グループ

1) 農薬残留分析グループ

- ・ 高速液体クロマトグラフィー(H P L C)分析の経験不足 分析対象が少ない
- ・ 地方農薬分析ラボ(P A L)職員に対する研修の活用
- ・ モニタリング分析に対応できる方法の確立
- ・ 目的意識をもって経験をつむことが必要(目的とは何か、明確か)
- ・ 機器のスペアパーツ、試薬などの資材購入及び機器の維持管理に要する経費の確保

2) 農薬製剤分析グループ

- ・ 標準品の確保が困難
- ・ 目標を見失うことのないよう目的意識をもって取り組む(目標とは何か、明確か)
- ・ 分析費用の負担
- ・ 廃溶媒の処理方法の検討
- ・ 目標の明確化

(2) S P R T グループ

- ・ 作物と農薬の情報収集は進行
- ・ 試験の実施についての技術教育は順調に進展
- ・ C o d e x - M R L が未設定のマイナー作物の試験実施が必要
- ・ フィリピン農業に適した試験法の作成
- ・ 試験圃場の整備が急務
- ・ より多くの試験経験を積む
- ・ S P R T の裏づけデータとなる実験も必要
- ・ S P R T を何のために実施するのか(目標は何か)

- ・ 残留試験データを正確に評価する能力を身につける

(3) 残留実態調査グループ

- ・ フィリピン側が、マーケットバスケット調査(M B R)ではなく、残留実態調査であることを認識することが必要
- ・ 肥料農薬庁(F P A)も含め実態調査の目的を明確に認識して計画立案を行う(目的とは何か)
- ・ 過去から実施されている、作物産業局(B P I)の実態調査結果の有効利用
- ・ 作物別、農薬別の整理

(4) M R L グループ

- ・ 農薬規制制度、食品衛生制度の不備
- ・ F P A が中心となってM R L 設定について詳細な計画を立てることが必要

(5) 安全使用グループ

- ・ 農薬適用一覧表のような、農薬についての基本的な資料の整理が不完全
- ・ 農家に役立つ資料の作成が必要
- ・ 普及啓蒙活動の連携協力体制の確立堅持により、農薬に関する情報を的確に集中して伝達指導することが可能になること
- ・ 農薬の安全使用(Safe handling)をマニュアルや各種資料により指導
- ・ 適正使用(Proper use)は残留実態調査などによる情報の提示で適切な使用方法を指導
- ・ B P I の支援が重要

5 - 2 対応策

あげられた問題点のほとんどは、これからの活動のなかで、担当者レベルの取り組みにより解決できると考えられるが、「目的意識をもって」、「目標を明確にして」という課題は大きな問題を含んでいる。

本プロジェクトは、フィリピンにおいて「安全な農産物を市場に供給する」ために、「残留農薬及び農薬製剤の合理的なモニタリング体制の確立」に貢献することを目標として、以下の成果をあげることをめざしていた。これは、フィリピンで農薬規制制度が実質的に機能していることを前提として、その制度をさらに強化発展させるためのプロジェクトとして設定されている。

残留農薬及び製剤の分析手法が改善される。

作物残留試験手法が改善される。

農薬残留モニタリングのためのマーケットバスケット調査手法が改善される。

農薬最大残留基準(MRLs)及び農薬安全使用基準設定のための必要な情報が関係機関に提供される。

農薬の安全な取り扱いと適正使用についての必要な情報が関係機関に提供される。

しかし、プロジェクトの開始・進行にともなってフィリピンの現状を見ると、農薬規制制度が、法律としては規定され、担当職員が配置されて形式的には整えられているが、実は農薬登録検査はもとより、登録農薬のラベル表示、MRLの設定、残留農薬のモニタリングなど、残留農薬規制の主要かつ具体的な項目が十分実質的に運用されていないことが明らかになった。

このような現状から、分析技術などの具体的な技術の分野では移転された技術が実質的にどのように活用されるのか、残留実態調査など行政手法の分野ではどの行政活動に情報提供すればよいのかが明確にならず、プロジェクトの将来に関連して、長期専門家グループから今後の活動の進め方についての懸念が表明されていた。

今回の巡回指導調査では、そのような事前評価及び調査結果を踏まえて、討議議事録(R/D)のなかから「MRL」の語句を消去するR/Dの改訂を提案した。

具体的に述べると、フィリピンにおいて残留農薬規制制度が実質的に運用されているというプロジェクト発足時の前提条件が整っていないため、プロジェクト活動の成果を直ちにMRL設定に結びつけられない状況にある。こうした事情から、現在のMRLグループは独自のグループとして具体的な活動課題をもつことは困難であり、現在のR/Dのままではこの課題についてプロジェクトとして具体的な成果を出し難い状況にある。したがって、現状では、フィリピンとしては残留実態調査と残留試験を積極的に実施して必要な知見の蓄積を図ることが、将来のMRL設定に必要な条件を整える第一歩であり、そのための条件整備と技術移転がプロジェクトの目的となる。

したがって、プロジェクトの成果を明確化するためには、現在の「 」の課題を組み替えて、「農作物における農薬残留調査、研究手法が改善される」ことをプロジェクトの成果に、また、プロジェクト活動として「2-1)適切な作物残留試験法の導入」、「2-2)適切な残留実態調査手法の導入」、「2-3)残留実態評価手法の導入」の3課題を行うように、軌道修正を行う必要がある、と提案したのである。

しかしながら、これに対して、現在未設定のMRLの設定を直ちに開始することに強くこだわ

るフィリピン当局責任者の強い反対で、改定案の調印にいたらなかった。

調査団から見ると、フィリピン当局は、形式を整えることにのみ固執し、上述のフィリピンの現状の不備の改善は全く考慮していないと考えられた。

M R L 設定を中心として残留農薬規制制度を運用するのは世界共通である。しかし「規制制度」自体が実質的に活動していない状況のもとでは、M R L 設定は全くの形式にすぎず、残留農薬規制として機能しないし、「農薬モニタリング体制の改善」につながらない。

フィリピン関係当局の責任者は、農薬登録制度の運用、残留農薬規制制度の運用についての実質的な知識がなく、現状の不備を全く理解できていないとしか考えられなかった。

最終的に、R / Dの改訂については今後とも検討を続けることになったが、並行して、残留農薬規制制度の実質的な運用の開始について、フィリピン関係当局の理解を深めることが最も重要であると考えられる。

その際に、どのように運用するのかを、フィリピン当局が決めることが重要課題であろう。

日本では、1968年(昭和43年)に食品衛生法に基づく残留農薬基準(M R L)が設定され、食品規制と農薬登録規制が開始された。食品規格基準としての残留農薬基準設定は1979年(昭和54年)から1992年(平成4年)まで14年間中断していたが、その間も環境庁が設定する登録保留基準の活用で、実質的な残留農薬規制が図られてきた(農林水産省による、収穫前使用禁止期間のラベル表示及び農薬の適正使用の推進とセットで)。

現在のフィリピンの状況のもとで、日本の食品衛生制度と同じ体制整備(市場において農作物、食品の残留農薬をチェックする体制の整備)の同時進行を必須条件とするならば、とても残留農薬規制の開始は望めない。

日本の経験も参考にして、農薬登録制度の運用から、つまりM R Lをまず農薬登録保留基準としてのみ適用することを考慮してよいのではないか。このプロジェクトのフィリピン側対応部局が農業省のみであることも考慮する必要があるのではないか。

具体的な進め方としては、以下があげられる。

(1) フィリピンにおける農薬使用、残留農薬の実態把握

- ・ 現在使用されている農薬の使用作物別、化合物別の実態把握
- ・ 過去から行われてきたP A Lによるすべての調査結果の、作物×農薬別の整理
- ・ 問題のある農薬、農薬作物の選定
- ・ S P R Tの実施

(2) M R L 設定の作業開始

- ・ M R L は農薬登録保留基準としてのみ適用することを確認する。
- ・ 原則としてC o d e xで1日摂取許容量(A D I)が既に評価されている化合物のみとする
- ・ 原則としてC o d e x - M R Lを採用する

- ・ フィリピン特有の作物については S P R T を実施して M R L を設定する
- ・ フッドファクターは、既存のデータを採用する

おおまかな数値であったとしても、理論的 1 日摂取量(T M D I)で A D I を超えないように M R L を設定するような方式をとれば、安全性は確保できる。

(3) 農薬ラベルの改善

- ・ 個別作物別の使用方法(収穫前使用禁止期間)の表示

(4) 適正使用の推進

(5) 残留実態調査

- ・ 調査結果を、M R L の再評価、適正使用の推進の強化に活用する

以上、いずれの課題も、フィリピン当局に担当職員がおり、プロジェクトからの情報提供が可能な範囲であると考えられる内容である。

フィリピンにおける残留農薬規制体制の実質的な運用開始は、本プロジェクトの後半期間の活動の進め方、プロジェクト終了時の成果、終了後への成果の定着を左右するともいえる重要課題で、その成り行きは、ひとえに関係当局の責任者が、現状を把握し、次の一步を踏み出すか否かにかかっている。

プロジェクト開始後、フィリピン関係当局の上層部に対する日本での視察研修が実施されてきたが、それによってフィリピンの現状の立ち遅れについての理解が深まり、早急に取り組むべき課題を認識するという成果が十分に得られているとはいいい難い。今後さらに方策を講じていく必要があると考えられる。

